



認知症介護研修について



兵庫県保健医療部健康増進課
認知症対策班



目次

1. 兵庫県の認知症施策	3
2. 認知症介護研修について	4
(1) 概要	
(2) 認知症介護基礎研修	
(3) 認知症介護実践研修	
(4) 認知症介護指導者研修	
(5) その他の認知症介護研修	
3. 認知症介護フォローアップ研修	10
4. 最後に	11



兵庫県の認知症施策の推進



ビジョン

「認知症の人 auch安心して暮らせるまちへ」

【5本柱で推進】

1 認知症予防・早期発見の推進

2 認知症医療体制の充実

3 認知症地域支援ネットワークの強化

4 認知症ケア人材の育成

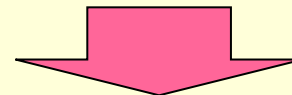
5 若年性認知症施策の推進

当事者の視点の重視

切れ目の
ない支援

分野横断的
な取組

認知症の人が、住み慣れた
地域で尊厳を保ち、安心して
住み続けられる地域



誰もが
暮らしやすいまち

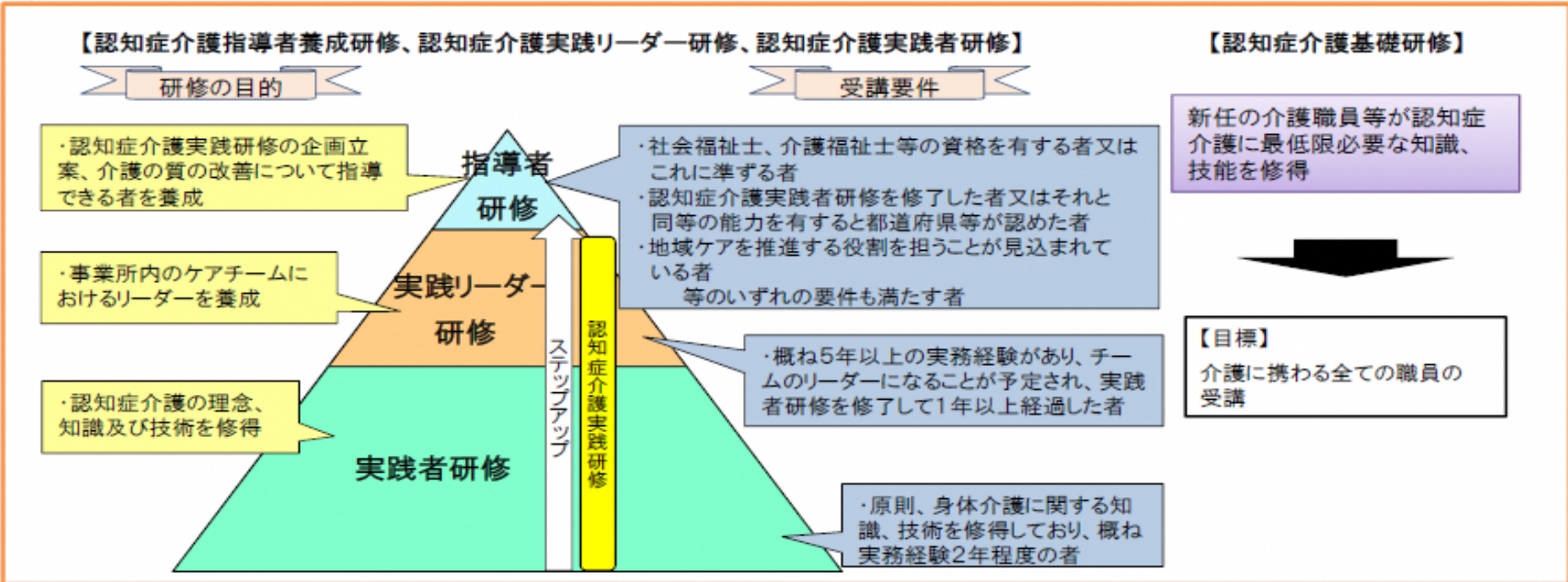
認知症介護研修

※法定研修です

令和6年度介護報酬改定・「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」改正

- 認知症の行動・心理症状（以下「BPSD」という。）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、**認知症チームケア推進加算**を新たに創設
- **認知症介護実践リーダー研修**において、介護現場での実務経験や資格を持つ人々が、**認知症介護の専門知識と技術をさらに深める機会を提供するために**、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、**介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者**については、**令和9年3月31日までの間は、本文の規定に関わらず研修対象者とする。**

【介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系】



本県の対応：研修受講機会の拡大

⇒ 既存の集合型研修の拡充に加え、eラーニングで受講できる体制を整備（令和3年9月27日～）

[ホーム](#) > [健康・医療・福祉](#) > [高齢者福祉](#) > [認知症](#) > 認知症介護研修（基礎、実践、リーダー、指導者）等

更新日：2025年1月6日

認知症介護研修（基礎、実践、リーダー、指導者）等

令和6年度兵庫県認知症介護研修の各募集要項等は、下記のリンク先ホームページに掲載されています。

研修に関することは、各研修実施機関にお問い合わせください。

神戸市内の施設・事業所については、別途研修が実施されます。 [神戸市社会福祉協議会（外部サイトへリンク）](#)（別ウィンドウで開きます）

認知症介護研修（法定研修）

【認知症介護基礎研修】

情報を探す

キーワードから探す

> 検索の方法

Google 提供

検索

注目キーワード

県税

電子申請・様式提供

職員採用

入札・契約

県営住宅

認定こども園



イベント募集



施設案内

兵庫県ホームページ 認知症介護研修（基礎、実践、リーダー、指導者）等

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf29/ninkaigokensyu.html>

認知症介護基礎研修

令和3年度介護報酬改定で介護サービス事業者に、医療・福祉関係の資格を有さないについて、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講ずることが義務付けられました。

(新たに採用した職員は採用後1年の猶予期間が設けられています。)

兵庫県（神戸市を除く）での受講方法

集合型研修と**eラーニング（オンライン）**研修の2種類を行っています。

(**神戸市内の事業所**は、別途神戸市開催の研修をご受講ください。)

各研修は下記ホームページからお申し込みください。

集合型

神戸リハビリテーション衛生専門学校

<https://www.sumire-academy.ac.jp/kobe-reha/>

姫路福祉保育専門学校

<https://www.himefuku.ac.jp/lecture>

eラーニング（オンライン）

認知症介護研究・研修仙台センター

<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>

株式会社クーリエ

<https://market.minnanokaigo.com/learning/lp>



認知症介護実践研修

認知症介護実践者研修

認知症への理解をもって、**認知症介護の理念、知識及び技術を修得**するとともに、地域の認知症ケアの質向上に関与することができるようになることがねらい。

対象者

身体介護に関する知識、技術を習得しており概ね**実務経験 2 年程度**の者

認知症介護実践リーダー研修

チームケアを実施できる体制を構築するための知識・技術の修得がねらい。

対象者

- ・概ね**5年以上の実務経験**があり、チームのリーダーになることが予定され、**実践者研修を修了して1年以上経過**した者
- ・介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、**介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者**（経過措置：令和9年3月31日までの3年間）

研修実施機関

兵庫県社会福祉事業団 福祉のまちづくり研究

<https://www.hwc.or.jp/kensyuu/?cat=9>

神戸リハビリテーション衛生専門学校

<https://www.sumire-academy.ac.jp/kobe-reha/>

姫路福祉保育専門学校（※**認知症介護実践者研修のみ実施**）

<https://www.himefuku.ac.jp/lecture>

認知症介護指導者研修

認知症介護指導者の役割

- (1) 認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修を**企画・立案**し、講義、演習、実習の**講師を担当**すること。
- (2) 介護保険施設・事業所等における介護の質の改善について**指導**すること。
- (3) 自治体等における**認知症施策の推進に寄与**すること。

研修実施機関

認知症介護研究・研修大府センター

<https://www.dcnet.gr.jp/study/training/obu/>

申込み手続き

県に必要書類を送付ください。県推薦希望者は、書類審査及び面接審査あり。詳細や必要書類は県ホームページにある**実施要綱**をご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf29/ninkaigokensyu.html>

問い合わせ

兵庫県 保健医療部健康増進課 認知症対策班

(TEL : 078-341-7711 (内線2948))

その他の認知症介護研修

認知症対応型サービス事業開設者研修

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の**代表者**に受講が**義務**づけられています。

認知症対応型サービス事業管理者研修

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所の**管理者**及び**就任予定者**に対して実施しています。

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の**計画作成担当者**に受講が**義務**づけられています。

研修実施機関

兵庫県社会福祉事業団 福祉のまちづくり研究所

<https://www.hwc.or.jp/kensyuu/?cat=9>

上記3つの研修は、**所属している（あるいは所属予定の）事業所がある市町**へ必要書類を提出してください。お問い合わせは**各市町介護保険担当課**へ

認知症介護フォローアップ研修

認知症介護実践研修修了者フォローアップ研修（毎年秋頃を予定）

認知症ケアを行う人の想いや心のケアについて理解を深め、自分自身を含む介護職員等がより一層働きやすくなるための取組みを行います。

具体的には①認知症介護実践研修の振り返り、②より質の高い認知症ケア、③働く上でのより豊かな発想、④ストレスの軽減等について理解を深めていきます。

対象者 認知症介護実践者研修修了者及び認知症介護実践リーダー研修修了者

認知症介護指導者フォローアップ研修

最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法を修得する

対象者 認知症介護指導者

研修実施機関

兵庫県社会福祉事業団 福祉のまちづくり研究所

<https://www.hwc.or.jp/kensyuu/?cat=9>

お問い合わせは県事業団のお問い合わせフォームよりお願いします。

<https://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>

最後に

令和7年度の各研修日程について

研修日程が決まり次第、県及び各研修機関のホームページでご案内いたします。

ご質問やご不明点等ございましたら、

兵庫県保健医療部健康増進課 認知症対策班 (TEL : 078-341-7711 内線2901)
あるいは**各研修実施機関**にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

お忙しいことと存じますが、

この機会に、積極的な研修の活用と介護従事者の資質向上について
ご検討くださいますようお願いいたします。

